

国栖の歌笛奏上とこれに関わる官司について

原口耕一郎

要旨 かつて大和の国の吉野山中には国栖とよばれた人々が暮らしていたという。『記紀』では彼らの先祖が王権と出会うことにより贄を献じ歌笛を奏上することになった起源譚が語られている。

日本古代において夷狄とされた人々の中においても、国栖はこれまであまりとりあげられることがなかった。研究の蓄積がある隼人や蝦夷とは異なり、国栖について論じた研究はきわめて少ないといえる。しかしながら、国栖は吉野という飛鳥・奈良・京都にほど近い場所に居住しているものであり、また、大嘗祭など王権にとって重要だとされる儀礼に贄を献上し歌笛を奏上することが規定されているのである。このような点から、国栖は夷狄研究の文脈において無視することのできない存在であるといえよう。

小論では『古事記』『六国史』『延喜式』といった史料をもとに、国栖の歌笛奏上と、これまで具体的な研究のなかった国栖の歌笛奏上に関わる官司について論じたい。まず国栖の服属を説く説話／「神話」について触れ、国栖の特徴について大まかに論じる。次に国栖の歌笛奏上を管轄した官司について考察し、貞観年間において

国栖の歌笛奏上が宮内省に管轄されていたことを確認する。またそれは遅くとも天長年間後半まではさかのぼることを指摘する。さらに天武朝以降の歌舞に関する王権の関わりや、隼人司の成立状況などに言及し、大宝令制定の時期あたりまで宮内省管轄下に国栖の歌笛奏上が行われていた可能性に触れ、最後に国栖という「概念」自体が遅くとも『記紀』編纂の最終段階までにはほぼ成立していたことを論じる。

キーワード：国栖、夷狄、王権、風俗歌舞

一、はじめに

かつて大和の国の吉野山中には国栖（くにすま）（國櫟、国巢、国主とも表記される）とよばれた山民的性格を持つ人々が暮らしていたという。彼らは『類聚国史』巻百九十風俗部において、「國櫟、隼人、多祢、南嶋、掖玖人、蝦夷、俘囚」と夷狄（い）とされた人々とともに列記されている。『記紀』では彼らの先祖が王権と出会うことにより贄を献じ歌笛を奏上することになった起源譚が語られている。彼らの一部はいつの頃からか山城国の河辺に移り住んだともいわれている。

国栖を論じた研究は極めて少なく、特に歴史学の立場から国栖を主

題にしたものは、管見の範囲では林屋辰三郎氏による研究にまでさかのぼる。

従来の夷狄研究から国栖をみると、林屋氏は、国栖と隼人は国内統一過程の始終の両極であると指摘され、中村明藏氏はこの林屋氏の見解に触れながら、このことは地域的にも時期的にも当てはまるのではないかと述べておられる。私も両氏と同様に——現時点では推測の域を出ないとはいえ——国栖と隼人は空間的にも時間的にも王権からすれば「もつとも近い夷狄」と「もつとも遠い夷狄」であると考える。すなわち、国栖は飛鳥からほど近い吉野山中に居住し、隼人ははるか辺境のかなた南九州に居住していると観念されたのである。また国栖はおそらく『記紀』編纂段階より以前に王権に服属したのであるが、隼人は『記紀』編纂段階において王権に取り込まれつつあったのである。その実態はともあれ、『記紀』編纂段階における王権の「公式見解」はこのようなものであるだろう。

一般に国栖と隼人は、『記紀』などの中に服属説話／「神話」がみられ、ともに大嘗祭に参加し、芸能で王権に奉仕し、その芸能は多分に王権を守護する呪術的要素を含むとされており、このような点は蝦夷や南嶋にはみられないとされている。さらに、武田佐知子氏は隼人や国栖が儀礼の際に着用する「異服」が身分的標識となっていた点を指摘され、伊藤循氏は、儀礼における国栖の衣服は隼人と同様のものであり、儀礼に参列する諸集団のなかでももつとも低い特種な身分に属する、という主旨のことを述べられている。

ところで、周知の通り、夷狄とされてきた人々については、隼人のみに対して隼人司という専門的な管轄官司が設定されており、蝦夷や南嶋については、現在までのところそのような官司は確認されていない。これまで述べてきた通り、国栖と隼人には意外な親近性があることも考えられ、両者を比較するためにも、また夷狄研究に新たな視点を持ち込むためにも——将来的には、そもそも国栖は夷狄であるのか、という問題も論ぜねばならいであろう——、私は国栖を研究することの意義を認めたい。

なにぶん国栖の研究は手薄の観があり、基本的な事柄についても不明な点が多いと考える。小論では国栖の歌笛奏上とこれに関わる官司について考察することにより、私なりの国栖研究の第一歩としたい。

二、国栖の服属説話／「神話」について

ここで国栖が王権に服属することになった由来を説く説話／「神話」を簡単に振り返っておこう。

(一)『古事記』における国栖の服属説話／「神話」

史料A…『古事記』中巻 神武天皇

是に、亦、高木大神の命以て、覚して白ししく、「天つ神御子、

此より奥つ方に便ち入り幸すこと莫れ。荒ぶる神、甚多し。今、天より八咫鳥を遣さむ。故、其の八咫鳥、引道きてむ。其の立たむ後より幸行すべし」とまをしき。

故、其の教へ覺しの隨に、其の八咫鳥の後より幸行せば、吉野河の河尻に到りし時に、筥を作りて魚を取れる人有り。爾くして、天つ神御子の問ひしく、「汝は、誰ぞ」ととひしに、答へて白ししく、「僕は、国つ神、名は贊持之子と謂ふ（此は、阿陀の鶺鴒が祖ぞ）」とまをしき。其地より幸行せば、尾生ひたる人、井より出で来たり。其の井に光有り。爾くして、問ひしく、「汝は、誰ぞ」ととひしに、答へて白ししく、「僕は、国つ神、名は井氷鹿と謂ふ。（此は、吉野首等が祖ぞ）」とまをしき。即ち、其の山に入れば、亦、尾生ひたる人に遇ひき。此の人、巖を押し分けて出で来たり。爾くして、問ひしく、「汝は、誰ぞ」ととひしに、答へて白ししく、「僕は、国つ神、名は石押分之子と謂ふ。今、天つ神御子幸行しぬと聞きつるが故に、参る向へたらくのみ（此は、吉野の国巢が祖ぞ）」とまをしき。其地より踏み穿ちて、宇陀に越え辛しき。故、宇陀の穿と曰ふ。

（訓読文は新編日本古典文学全集本（小学館）による）

東征の折、熊野に上陸した神武らは天から遣わされた八咫鳥に導かれ吉野川の辺にたどりついた。ここで「贊持之子」たる①阿陀の鶺鴒の祖に出会い、次に②吉野首の祖に出会う。さらに③吉野国巢の祖に

出会う。①、②については省略する。ここでは③吉野国巢の祖についてみていきたい。

ここで王権と国栖の出会いが語られている。吉野国巢の祖である石押分之子が、天神の御子がおいでになったのでお迎えに参上したと述べていることから、国栖が王権に服属することになった経緯が語られている。ここでは具体的な儀礼等の模様には触れられていない。なお、尾が生え岩を押しわけてあらわれた、ということは国栖の異形性と山民的性格をあらわしているのであろう。

史料B『古事記』中巻 応神天皇

又、吉野の国主等、大雀命の佩ける御刀を瞻て、歌ひて曰はく、

誉田の日の御子 大雀 大雀 佩かせる太刀 本吊ぎ 末
振ゆ 冬木の素幹が下木の さやさや
又、吉野の白檮の上に、横白を作りて、其の横白に大御酒を醸みて、其の大御酒を献りし時に、口鼓を撃ちて、伎を為て、歌ひて曰はく、

白檮の生に 横白を作り 横白に 醸みし大御酒 美味らに
聞きもち飲せ まろが父

此の歌は、国主等が大贊を献る時々に、恒に今に至るまで詠ふ歌ぞ。

（訓読文は新編日本古典文学全集本（小学館）による）

国栖の歌笛奏上とこれに関わる官司について

四

大雀命とは次代の仁徳天皇、菅田の日の御子が応神天皇のことである。応神の和風諡号は『古事記』では大軻和氣命であったが後に品陀和氣命に変わる。仁徳の和風諡号は『古事記』においては大雀命である。ここで国栖は次の天皇である仁徳を言祝ぐ役割を果たしているといえよう。小学館「新編日本古典文学全集」の注釈者によると、ここで王権が山の民の世界まで広がっていることを確認しているのだという。

なお、ここで国栖が贄を献上し、また芸能でもって王権に奉仕することの起源譚が語られている。国栖が口鼓をうち何らかの所作をなすことが、「今に至るまで」行われている、という。林屋氏は「伎を為す」ということが国栖舞の由来としている。

(二) 『日本書紀』における国栖の服属説話／「神話」

史料C…『日本書紀』卷三 神武天皇即位前紀戊午年

秋八月の甲午の朔にして乙未に、「中略」是の後に、天皇吉野の地を省むと欲し、乃ち菟田の穿邑より、親ら輕兵を率ゐて巡幸す。吉野に至りましし時に、人有りて井中より出でたり。光りて尾有り。天皇問ひて曰はく、「汝は何人ぞ」とのたまふ。対へて曰さく、「臣は是国神なり。名けて井光と為ふ」とまをす。此則ち吉野の首部が始祖なり。更少しく進みたまふに、

亦尾有りて磐石を抜けて出づる者あり。天皇問ひて曰はく、「汝は何人ぞ」とのたまふ。対へて曰さく、「臣は是磐排別の子なり」とまをす。排別、此には飢時和句と云ふ。此則ち吉野の国樫部が始祖なり。水に縁り西に行きたまふに及びて、亦梁作ち取魚する者有り。梁、此には椰奈と云ふ。天皇問ひたまふ。対へて曰さく、「臣は是苞苴担が子なり」とまをす。苞苴担、此には珥倍毛菟と云ふ。此則ち阿太の養鶉部が始祖なり。

(訓読文は新編日本古典文学全集本(小学館)による)

史料Aでみてきたこととほぼ同様のことが『書紀』でも服属の由来を説くものとして語られている。ただしこちらでは、①吉野首部の始祖、②吉野国樫部の始祖、③阿太養鶉部の始祖と、史料Aとは出現する順番が異なっている。国栖の祖についていえば、『書紀』でも『古事記』の場合と同様に、尾が生え、岩を押し分けてあらわれたことになつているので、ここでもその異形性と山民的性格を強調しているであろう。

史料D…『日本書紀』卷十 応神天皇十九年

十九年の冬十月の戊戌の朔に、吉野宮に幸す。時に、国樫人來朝り。因りて、醴酒を以ちて天皇に献りて、歌して曰さく、
 櫃の生に 横白を作り 横白に 醸める大御酒 うまらに 聞
 し持ち食せ まろが父

とまをす。歌ふこと既に訖り、則ち口を打ちて仰ぎ咲ふ。今し国
 櫛、土毛を献る日に、歌ひ訖りて即ち口を撃ちて仰ぎ咲ふは、
 蓋し上古の遺れる則なり。夫れ国櫛は、其の為人甚だ淳朴なり。
 毎に山菓を取りて食ひ、亦蝦蟇を煮て上味とす。名けて毛瀧と
 曰ふ。其の土は、京より東南、山を隔てて吉野河の上に居り、
 峰嶮しく谷深くして、道路狭く嶮し。故、京より遠からずと雖も、
 本より朝来ること希なり。然れども、此より後、屢參赴て土毛
 を献る。其の土毛は、栗・菌と年魚の類なり。

(訓読文は新編日本古典文学全集本(小学館)による)

これも史料Bと同様の内容で、『古事記』と『書紀』で内容はあま
 り変わらないのであるが、こちらの方がより具体的な服属起源譚が語
 られている。

「口を打ちて」とは口鼓であり、「仰ぎ咲ふ」ことには招福・除災
 の意味合いが込められているという。⁽¹⁾「今し国櫛、土毛を献る日に、
 歌ひ訖りて即ち口を撃ちて仰ぎ咲ふは、蓋し上古の遺れる則なり」
 とあり、「現在」行われている国櫛の歌笛奏上は、遠い昔からのなご
 りであるとされている。国櫛の芸能が「古風」と称される所以である
 う。また、呪能による王権の守護、という性格は隼人と同様である。
 ただし、国櫛は「夫れ国櫛は、其の為人甚だ淳朴なり」とあるよう
 に、神話世界においても記録にみえる現実的な世界においても、王権
 に反抗的な態度は認められず、この点は隼人や蝦夷などと大いに異な

る点である。国櫛の歌にみえる「まろが父」という表現を、「新編日
 本古典文学全集」版の注釈者は「我が父よ」と訳している。⁽²⁾史料Bで
 みた『古事記』の場合には、「われらの親父さんよ」と訳している。⁽³⁾
 これは国櫛が王権に親しみを持っているということを表現しているの
 であろう。

さらには、山菓を食していたり、吉野の地勢に言及があったり、国
 櫛の献じる土毛は栗・キノコ類・鮎であり、ここでも山民的性格を繰
 り返し述べているし、また、「蝦蟇を煮て上味とす。名けて毛瀧と
 曰ふ」と特に記している。古代に蛙を食することが一般的に行われて
 いたのか、私は確認することができなかったが、どうやら国櫛の異質
 性をあらわすニュアンスを秘めた言及であるようにも感じる。⁽⁴⁾

(三) 『新撰姓氏録』における国櫛の服属説話／「神話」

史料E…『新撰姓氏録』大和国神別
 国櫛。石穗押別神自ら出づ。神武天皇、吉野に幸行しける時に、
 川上に遊べる人有り。時に、天皇御覽しければ、即て穴に入り、
 須臾にして又出でて遊べり。穿に窺ひて、喚びて問はしければ、
 答へて曰さく、石穗押別神の子なりとまうす。爾時、詔して、
 国櫛といふ名を賜ひき。然後、孝徳天皇の御世に、始めて名を賜は
 れる人、国櫛意世古、次に世古と号ける二人あり。允恭天皇の御
 世、乙未の年の中七節に、御贄を進り、神態に仕へ奉る。

国栖の歌笛奏上とこれに関わる官司について

今に至るまでに絶ことなし。

(訓読文は佐伯有清(『新撰姓氏録の研究 考證篇第四』)による)

この記事に関しては訓読文の引用書にて佐伯有清氏が詳細な注を施されているので、そちらを参照されたい。

ここでは神武と吉野山中で出会い、そのときに国栖の名称を授けられたことになっている。「穴に入り」というので、ここでも国栖の異質性をあらわしているであろう。また、允恭朝より贄を献じ神態でもって奉仕するようになったことが語られている。なお、この記事では意世古、世古と国栖の個人名が出てくるのが特徴的である。

最後にこの節について簡単にまとめておこう。『古事記』『書紀』『新撰姓氏録』のいずれをとっても、国栖は神武の代に王権と出会ったことになっている。またいずれの記事をみても、多かれ少なかれ国栖の山民的性格や異形性といった異質な側面に言及があることを確認しておこう。最後に、国栖が奏上する歌笛には、どうやら王権を守護する呪術的機能が含まれているらしいことを指摘しておきたい。

三. 国栖の歌笛奏上に関わる官司について

さて、ここで諸史料にみえる国栖の歌笛奏上について論じてみたい。もちろんそのすべてを論じるわけにはいかないのですが、ここでは小論の

六

主題に関わるものを扱う。いまさらいうまでもなく、大嘗祭などにおいて国栖が歌笛を奏することはよく知られたことである。だがそれを実務レベルで支えた人々が誰であったのかは定かではない。ここではそれを探ってみたいと思う。

(一) 諸史料にみえる国栖の歌笛奏上

史料F・『類聚国史』七一 朝賀 天長九(八三二)年
 天長九年春正月乙未朔。御大極殿受朝賀。畢御紫宸殿。中務省進七曜曆。宮内省献氷様。例也。吉野国栖奏歌笛。但依新誕皇子薨。不奏音楽。賜親王已下五位已上被。

この記事は『日本後紀』の逸文である。淳和天皇の代である天長九年正月の、おそらくは朝賀儀終了後の元日節会においてのことであると思われるが、吉野国栖が歌笛を奏したが、生まれたばかりの皇子が亡くなったため音楽は奏しなかった。ここで音楽を担当していたのは雅楽寮だと思われる。荻美津夫氏によると、一般的な音楽は雅楽寮により掌られ、特に雅楽寮は饗宴・儀式の音楽を掌るところであったという。また、後述の別表も参照されたい。

つまり、ここでは国栖の歌笛奏上と雅楽寮が音楽を奏上することが別に扱われているのである。

史料G…『日本三代実録』卷三三 貞観十五(八七三)年

癸巳十五年春正月丁卯朔。天皇不_レ受_二朝賀_一。以_二雨後地湿_一也。春宮坊及所司献_二剛笏杖_一。付_二内侍_一奏。天皇御_二紫宸殿_一。賜_二宴侍臣_一。停_二雅楽寮音楽并吉野国栖風俗歌_一。以_二去年九月太政大臣薨_一也。宴竟賜_レ被。

貞観一五年正月においては、前年の九月に太政大臣藤原良房が亡くなっているため、朝賀の儀が行われなかった。「賜_二宴侍臣_一」とあるので、これもおそらくは通常なら朝賀儀終了後に行われる元日節会において、雅楽寮の音楽と吉野国栖の風俗・歌を奏することをやめたという。ここでも雅楽寮と国栖が別の扱いで登場する。

以上、二つの記事より儀礼において音楽を奏する代表的な官司である雅楽寮と国栖の歌笛奏上が直結するものではなさそうなのが判明した。次に『延喜式』の中からこのことに関連しそうな規定を並べてみよう。

史料H…『延喜式』卷七 神祇七 踐祚大嘗祭 油以下事条

〔前略〕佐伯氏各二人開_二大嘗宮南門_一。衛門府開_二朝堂院南門_一。宮内官人引_二吉野国栖十二人。榎笛工十二人_一。並青描布衫。入_レ自_二朝堂院東掖門_一。就_レ位奏_二古風_一。悠紀国司引_二歌人_一入_レ自_二同門_一。就_レ位奏_二国風_一。伴宿祢一人。佐伯宿祢一人。各引_二語部十五人_一。

人間文化研究 4 二〇〇六年

並青描布衫。入_レ自_二東西掖門_一。就_レ位奏_二古詞_一。皇太子入_レ自_二東南掖門_一。諸親王入_レ自_二西門_一。大臣以下五位以上入_レ自_二南門_一。並就_二幄下座_一。六位以下在_二暉草_一。修式_二二堂後_一。依_レ次列立。群官初入隼人_一發_レ声。立定乃止。進_二於楯前_一。拍_レ手歌舞。五位以上共起。就_二中庭版位_一。跪拍_レ手四度。々別八遍。神語所謂人開手是也。皇太子先拍_レ手而退。次五位以上拍_レ手。六位以下相承拍_レ手亦如_レ之。但小童人不_レ入_レ此例。訖退出。〔後略〕

具体的な式次第については省略する。ここで私にとって興味深いのは、「宮内官人引_二吉野国栖十二人。榎笛工十二人_一」並青描布衫。とみえることである。どうやら国栖は宮内省の官僚に率いられて歌笛を奏しているようだ。雅楽寮は治部省被官である。よって『延喜式』宮内省関連規定から国栖に言及されているものをさらにみていこう。

史料I…『延喜式』卷三十一 宮内省 大齋条

大齋
内膳司十四人。並膳部。采女司廿八人。官人一人。采部六人。采女廿人。主水司廿三人。官人一人。水部廿二人。
国栖十二人。笛工五人。
供_二奉神事_一諸司行列

〔後略〕

史料J…『延喜式』卷三十一 宮内省 諸節条

凡諸節賜_二群官饗_一者。正月一日。十六日。九月九日等三節。親王

国栖の歌笛奏上とこれに関わる官司について

八

已下次侍従已上及命婦。大歌立歌人。国栖。笛工。九月九日。除大歌立歌人加文人。正月七日。十七日。五月五日。七月廿五日。十一月新嘗会等五節。親王已下五位已上及内命婦。大歌立歌人。国栖。笛工。正月七日。加諸司主典已上并女播。十七日大射。七月廿五日相模。拉除命婦以下笛工以上。五月五日除大歌立歌。其食法見大膳大炊等式。

凡諸節会給饌者。当日平旦陳置饌具於便处幄下。大膳官人已下膳部已上就幄。丞録率史生等。檢校饌具。群官未入之前。大膳職。造酒司預陳。

凡正月。五月兩節。供奉諸司伴部者。預前申官並給衫禪。色目見本司式。

凡諸司供膳人等。給潔構并禪。凡供奉雜物送大膳。大炊。造酒等司者。皆駄担上豎小緋幡。以為標幟。其幡一給之後。随破請替。以内侍印印之。

史料K『延喜式』卷三十一 宮内省 諸王条

〔前略〕

凡諸節会。吉野国栖献御贄奏歌笛。每節以二十七人為定。

国栖十一人。笛工五人。但笛工三人。在山城国綴喜郡。其十一月新嘗会各給祿。有位調布一端。無位唐布一段。

〔後略〕

史料I、J、Kについてみていく。なお、他にも宮内省関連項目で国栖は確認できるのだが、小論の主題にとって直接関係するものではないようなので割愛する。

史料Iにおいては、大齋に参加するものとして、内膳司、采女司、主水司、それに国栖と笛工が規定されており、「供奉神事諸司行列」することになっている。内膳司、采女司、主水司は宮内省被官である。

次に史料J。諸節会においては、「正月一日。十六日。九月九日等三節」に国栖と笛工の規定がなされており、さらに、割注にみえる例外規定を勘案すると、「正月七日。五月五日。十一月新嘗会等三節」に国栖と笛工の参加が規定されている。なお、正月一日とは元日節会、七日は白馬節会、一六日は踏歌節、五月五日は端午節会（菖蒲献上儀礼）、九月九日は重陽節（菊花宴）のことであろう。後述の別表も参照されたい。

次に史料K。ここでは諸節会に参加する国栖について、具体的な人数まで規定されている。節会ごとに国栖は一七名が贄の献上と歌笛奏上のために参列が定められている。内訳は国栖が二名、笛工が五名、ただし笛工のうち二名は山城国綴喜郡在住の者にせよとの規定である。ここでいう笛工とは国栖とペアで各史料に記載されている権笛工のことであろう。なお、同じ『延喜式』でも踐祚大嘗祭においては国栖が一二名に権笛工が一二名と規定されているので（史料H）、各節会とは規定の人数が異なっている。

さらに、貞観年間に編纂されたとされる『（貞観）儀式』にも踐祚大嘗祭に参加する国栖の人数が記されている。

史料Ⅰ・『貞観』儀式』卷第三 踐祚大嘗祭儀中

「前略」宮内官人率^二吉野国栖十二人。榎笛工十二人^一。並著青櫛
布衫。「後略」

ここでも国栖が一二名に榎笛工が一二名となっており、ともに宮内省の官僚に率いられて参列していることがわかる。

(二) 国栖の歌笛奏上に関わる官司について

ここまでの考察によって、国栖の歌笛奏上は宮内省が管轄していたと結論したいところであるが、論じ残していたところがあるので、それについて考えてみたい。前項史料F、Gの考察において、雅楽寮の管轄する音楽奏上と国栖の歌笛奏上が別扱いになっていることを述べたが、もう少し詳しくみていこう。

荻氏は日本古代音楽史の研究において、各儀式書『内裏式』『貞観』儀式』『西宮記』などにみえる音楽をとまう儀式の一覧表を作成されているので参照させていただいた。小論末尾にある別表は荻氏作成の表から私が小論に関わる部分を抜き出し一部を改変したものである。これによると、元日節会、白馬節会、踏歌節、供菖蒲、新嘗祭、大嘗祭などにおいて国栖の歌笛奏上と雅楽寮の奏樂がともに行われており、踏歌節においては蕃客がある場合には吉野国栖の歌笛・大

歌・立歌・踏歌が雅楽寮の奏樂・客徒によるその国楽・踏歌に切り替えられていることがわかる(『内裏式』『貞観』儀式)の場合)。

また荻氏は、七世紀末から八世紀初頭にかけて律令制が成立すると宮廷では日本古来の歌舞を基盤にいくつかの歌舞が儀礼化され、雅楽寮においてそれらの歌舞は教習されたが、隼人や国栖の歌舞や地方の歌舞の教習は民衆にゆだねられたとされている⁽²⁾。

もともと隼人の歌舞については、『職員令』隼人司条において、隼人正の職掌に「教^二習歌舞^一」と規定されているので、隼人司の責任で隼人の歌舞の教習が行われていたと考えられるが、隼人の歌舞も雅楽寮の管轄外であることに変わりはない。

ともあれ、これで国栖の歌笛奏上と雅楽寮が直結するものではないことが確認できたと思う。それゆえ私は、『延喜式』において諸節会に参加する国栖に関する規定は宮内省関連記事以外に見当たらないため、延喜五(九〇五)年に編纂が開始され、延長五(九二七)年に一応撰進され、この後修訂作業を行うも完了しないまま康保四(九六七)年に施行されたという『延喜式』段階において、各儀礼における国栖の歌笛奏上の管轄は宮内省が担当していたと判断する。またそれは、『日本三代実録』(史料G)と『貞観』儀式』(史料Ⅰ)に関連記事のみえる貞観年間まではさかのぼりうる、と結論する。

では、次に問題となるのは、儀礼における国栖の歌笛奏上が、ある

国栖の歌笛奏上とこれに関わる官司について

一〇

いはそれが宮内省に管轄されているということが、およそいつ頃までさかのぼりうるか、ということである。

四. 国栖の歌笛奏上の開始時期について

さて、次に国栖の歌笛奏上がいつから宮内省管轄下にあるのかという事、さらには国栖の歌笛奏上そのものの開始時期についてである。

前節において私は、史料Fの天長九年の段階において、国栖の歌笛奏上と雅楽寮の音楽奏上が直結するものではないらしいことを指摘した。また別表の通り、『内裏式』における元日節会の項目でも国栖と雅楽寮はともに記載されている。『内裏式』は弘仁一二(八二一)年に藤原冬嗣らによって撰上され、その後、天長一〇(八三三)年に清原夏野らによって補訂されたと考えられている。よって遅くとも両記事のみえる天長年間後半までには、国栖は宮内省の官僚に率いられて歌笛を奏上していたとみなしても構わないと考える。

では、さらにさかのぼるとどうであろうか。結論から述べると私は現時点ではそれを明確に論じうる材料を持たない。よって判断を保留するしかないのであるが、しかしながらこれらについての傍証となりうるかもしれない点をいくつかあげてみたい。

(一) 天武朝における歌舞の整備について

話は前後するが、ここで天武朝に歌舞への注目が高まったことについて触れておきたい。天武朝には次の二つの詔がだされ諸国の歌舞を継承・保存させようとした。

史料M…『日本書紀』卷二九 天武天皇四(六七五)年

二月乙亥朔癸未、勅大倭・河内・摂津・山背・播磨・淡路・丹波・但馬・近江・若狭・伊勢・美濃・尾張等国^一曰、選^二所部百姓之能歌男女及侏儒・伎人^一而貢上。

史料N…『日本書紀』卷二九 天武天皇十四(六八五)年

九月戊午、「中略」是日、詔曰、凡諸歌男・歌女・笛吹者、即伝^二己子孫^一、令^レ習^二歌笛^一。

荻氏は、『書紀』を通じて天武朝ほど多くの音楽関連記事があらわれることはなく、またその内容にも注目すべきものが多いと述べられている。^②なお荻氏は雅楽寮の成立時期について、『令集解』の同寮の頭の職掌について『古記』が引用されているため大宝令段階における雅楽寮の存在は確実であるとし、『統紀』大宝元(七〇一)年七月戊戌条に「雅楽諸師」とみえることから、これを大宝律令による官名位号の改正の記事と捉え、大宝令以前の浄御原令においても雅楽寮の存在を推定している。さらに『職員令集解』雅楽寮条に『別記』の説として「別記云。歌人歌女笛吹。右三色人等男。直身免^二課役^一。女給^二

養丁^一也。不^レ限^二國遠近^一。取^二能^レ歌人^一耳。」とあるが、これが史料N記事と同様の内容であるため、史料M記事の勅が雅楽寮成立の一つの基点であったとする。すなわち、天武朝には雅楽寮の制度が整備されつつあり浄御原令にも雅楽寮の規定が存在していたと推定されている。

また熊田亮介氏は、大嘗祭において国栖が「古風」を奏することを服属儀礼としての風俗歌舞の奏上であると指摘されたあと、

大嘗祭も天武・持統朝に成立した。隼人はエミシとともに、その異俗ないし異種族性を強調されることが多かったが、特異な異俗集団であることを強制されてはいるものの、すでに王化に従っている人々として、大嘗祭に組み込まれたとみななければならない。その意味で隼人の位置づけは、国栖はもとより、諸国の人々と基本的に変わらないのである。

と述べておられる⁽²⁾。中村氏は、天武天皇二(六七三)年二月に天武が「設^二壇場^一、即^二帝位於飛鳥浄御原宮^一」(『書紀』)したのち、

史料O…『日本書紀』卷二九 天武天皇二(六七三)年
十二月壬午朔丙戌、侍^二奉大嘗^一中臣・忌部及神官人等、并播磨・丹波^二国郡司、亦以下人夫等、悉賜^レ禄。因以郡司等各賜^二爵一級^一。

人間文化研究 4 二〇〇六年

とあることから、これ以前に(おそらくは一月までに)この記事で言及されている祭事が終了したとみられ、このことから大嘗祭の開始時期について天武朝までその原型がさかのぼりうるとし、天武以降大嘗祭の祭事が形式を整えていく中で隼人司の前身もその行事へ加わり一部で隼人の歌舞奏上もおこなわれたのではないかと推測されている⁽²⁾。

(二) 隼人の歌舞奏上と隼人司について

現在の隼人研究において史料上確實(つまり、粉飾や造作が少ない)とみなされる隼人の「初見」は『書紀』天武一年秋七月条だとされており、それ以前のものは何らかの粉飾を含むか、あるいはまったくの造作であると考えられている。

史料P…『日本書紀』天武天皇十一(六八二)年

秋七月壬辰朔甲午、隼人多来貢^二方物^一。是日、大隅隼人与^二阿多隼人^一、相^二撲於朝廷^一。大隅隼人勝之。

七月丙辰、多禰人・掖玖人・阿麻弥人賜^レ禄。各有^レ差。

七月戊午、饗^二隼人等於飛鳥寺之西^一、発^二種々楽^一。仍賜^レ禄各有^レ差。道俗悉見之。〔後略〕

中村氏は、

国栖の歌笛奏上とこれに関わる官司について

一一一

・天武一年の『書紀』記事が隼人についてはじめての具体的内容をともなつたものであること。
 ・隼人という用語はおそらく天武朝から用いられていること。天武朝は日本型中華思想、律令国家成立、浄御原令制定などの点で画期となつたこと。

・隼人はそのような状況から生まれた政治的な名称であること。
 ・この時期に筑紫大宰が積極的に南九州・南嶋に進出していること。といった点を説明され、これが通説になつているといえる。

隼人は南九州から畿内およびその近辺へと移配されているが、永山修一氏はその本格的な移配の開始時期を天武朝にもとめられている。

次に隼人司であるが、中村氏は隼人司の職掌をおおきく三つに分けておられる。A 畿内隼人の統括、B 軍事的任務、C 天皇の権威発揚である。このうちCについて、服属した隼人が王権儀礼の場で誇示されることが天皇権威の発揚になつたとされている。また、『職員令集解』隼人司条に『古記』が引用されていることから、大宝令に隼人司の規定があつたことはほぼ確実であるとされる。さらに中村氏と永山氏とは論拠が異なるのであるが、ともに隼人司（あるいはその前身的機関）の成立を天武朝までさかのぼらせられる可能性があることを指摘されている。なお永山氏は即位儀礼など王権に密着した行事への隼人の関与について、隼人が天武の殯宮に際して誅をしていることから、大宝令段階よりも早い時期へさかのぼる可能性があることを指摘

されている。永山氏は隼人の儀式への関与について、朝貢は七世紀末に、元日朝賀、竹製品の製作、歌舞の奏上は八世紀初頭から確認できるとされ、行幸と吠声については八世紀初頭におけるその存在を推定されている。

(三) 国栖の歌笛奏上の開始時期について

ここまでの議論を振り返ってみよう。前項までに、天武朝において諸国の歌舞を教習・奏上させる機運が高まり雅楽寮や大嘗祭の存在を想定させる動きもあり、また隼人司の前身的機関の存在も指摘されていることに触れた。時代の下る史料であるが、『職員令集解』隼人司条所引の『穴記』では、中村氏が指摘されている通り、隼人の「教習歌舞」を「穴云。隼人之職是也。」とまで論じているのである。

『古事記』序文には、神武が「舞を舞つて賊を打ち払いなさり、歌を合図に敵をお討ちになつた」とあり、天武が壬申の乱平定後、「歌舞して飛鳥の宮におとどまりなされた」とある。荻氏はこのことについて、神武についてはもちろん神話であり、天武の例についても潤色を認めねばならないが、国造りの始めとしての神武の事跡、さらにこれを正統に継承した第二の国造りともいふべき天武の事跡のなかに、ともに歌舞が重要な役割をもってみられることは注目すべき点であると指摘されている。「新編日本古典文学全集」本の注釈者もまた、こ

こでの天武について、周の武王になぞらえるように新しい王朝の創始
 というべき意識がそこには認められるが、『古事記』の編纂開始を天
 武に帰し、すべてを天武に負うとするのは天武への特別な崇拜による
 ものであり、そのまま史実とみるわけにはいかないと指摘されている。⁽⁵⁾
 傾聴すべき見解といわねばならないが、小論にとつては、『古事記』
 編纂からその完成時にかけて、編纂者が、あるいはその背後に存在す
 ると想定される王権が、どのような意図を持って叙述を行ったのかを
 確認することが重要であろう。

ここで隼人の服属の由来が説かれる、いわゆる海幸山幸神話を思い
 出してみると、阿多隼人の祖である兄の海幸彦が、皇室の祖である弟
 の山幸彦に屈服する場面を、『記紀』ではそれぞれ以下のように述べ
 ている。

史料Q：『古事記』上巻

「前略」稽首きて白ししく、「僕は、今より以後、汝命の昼夜の
 守護人と為て仕へ奉らむ」とまをしき。故、今に至るまで其の溺
 れし時の種々の態絶えずして、仕へ奉るぞ。

(訓読文は新編日本古典文学全集本(小学館)による)

史料R：『日本書紀』卷二 神代下 第十段一書第二

一書に曰く。「中略」乃ち伏罪ひて曰さく、「吾已に過てり。今

より以往、吾が子孫の八十連属、恒に汝の俳人と為らむ。一に云
 はく、狗人といふ。請はくは哀びたまへ」とまをす。弟還涸瓊
 を出したまへば、潮自づからに息みぬ。是に兄、弟の神徳有しま
 すことを知り、遂に其の弟に伏事ふ。是を以ちて火酢芹命の苗裔、
 諸の隼人等、今に至るまで天皇の宮墻の傍を離れず、吠ゆる狗
 に代りて事へ奉れる者なり。世人、失せたる針を債らざるは、此、
 其の縁なり。

(訓読文は新編日本古典文学全集本(小学館)による)

史料S：『日本書紀』卷二 神代下 第十段一書第四

一書に曰く。「中略」故、兄、弟の徳を知り、自ら伏幸ひなむと
 す。而るを弟、慍色して与共言ひたまはず。是に兄、犢鼻を著け、
 緒を以ちて掌に塗り面に塗り、其の弟に告して曰さく、「吾身
 を汚すこと此の如し。永に汝の俳優者為らむ」とまをす。乃ち
 足を挙げて踏行き、其の溺れ苦しむ状を学ぶ。初め潮足に漬く時
 には足占を為し、膝に至る時には足を挙げ、股に至る時には走り廻
 り、腰に至る時には腰を捫で、腋に至る時には手を胸に置き、頸に
 至る時には手を挙げ飄掌す。爾より今に及るまでに、曾て廃絶むこ
 と無し。「後略」

(訓読文は新編日本古典文学全集本(小学館)による)

詳細は省くが、ここで隼人が王権に芸能をもって服属することにな

国栖の歌笛奏上とこれに関わる官司について

一四

つた起源譚が語られている。隼人が犬の吠声をまねることによって王権のために破邪をなすという狗吠や、溺れる仕草をもつてなすという隼人舞の由来である。歴史上の隼人の狗吠や隼人舞が、どのような発声をとめない、またどのような所作であったのかは明らかではないが、狗吠が行われていたことは、例えば『貞観』儀式』などで確認できる。

ともあれ、ここでは「諸の隼人等」が「汝の俳優者為らむ」と、「汝命の昼夜の守護人」として「天皇の宮墻の傍を離れず、吠ゆる狗に代りて事へ奉れる」ことが「永に」「今に及るまでに、曾て廃絶むこと無」く続いているというように、隼人の服属がいわば神話の時代にまでさかのぼって正当化されていることに注目しておこう。なお、ここでいう「今」とは、遅くみても『記紀』編纂の最終段階から完成時にかけてのことであろう。『古事記』の撰上は和銅五（七一〇）年であり、『書紀』の奏上は養老四（七二〇）年である。この時期は隼人司の存在がほぼ確実であると考えられる大宝令段階以降の時代である。

このように考えてみると、隼人の服属儀礼奏上や隼人司（あるいはその前身的機関）の設立をこれまで述べてきた通り、儀礼／歌舞が王権により整備されていく流れに位置づけることも可能であろう。

ここで国栖に目を転じてみると、国栖もまた『記紀』中で、「此の歌は、国主等が大贄を献る時々に、恒に今に至るまで詠ふ歌ぞ」だ

とか、「今し国櫟、土毛を献る日に、歌ひ訖りて即ち口を撃ちて仰ぎ咲ふは、蓋し上古の遺れる則なり」と語られている。そう考えるとすると、遅くとも『記紀』編纂の最終段階から完成時にかけての時期には、もつというならば大宝令段階には、宮内省の官僚に率いられた国栖の歌笛奏上が行われていて、隼人の場合と同様に、王権は国栖の服属を神話の時代にまでさかのぼって正当化していた、と想定することも可能であるかもしれない。

しかし、私はこの想定を明証しうる根拠を持たず、現時点ではその可能性を指摘するにとどめておきたい。ただし、吉野山中に国栖という名と山民的性格を持つ人々が住んでおり、彼らは贄の献上や歌笛の奏上でもって王権に奉仕するという「観念」は——その「実態」はともかくとしても——、少なくとも『記紀』完成の時期までには形を整えつつあった、という指摘はなせると考える。

最後に一応述べておくと、吉川真司氏は天武朝に宮内省が存在した可能性を指摘されている。また中村氏や永山氏の、隼人司（あるいはその前身的機関）の存在が天武朝にまでさかのぼりうるかもしれないという指摘、さらには荻氏の雅楽寮の成立についての指摘、天武朝に諸国の歌舞などを重視する政策が行われたことを勘案すると、国栖の歌笛奏上も天武朝（特に末期）までさかのぼりうるのかもしれない。しかしもちろん、大宝令段階においてよりも明証性に乏しいといわざるをえず、このことについては今は不問としておきたい。

五. おわりに

小論で論じてきたことをまとめてみよう。はじめに説話／「神話」を振り返り、国栖は神武の代に王権と出会ったことになっていること、多かれ少なかれ国栖の山民的性格や異形性といった異質な側面に言及があること、国栖が奏上する歌笛には、どうやら王権を守護する呪術的機能が含まれているらしいことをみてきた。

次に国栖の歌笛奏上やこれを管轄する官司について論じた。私は、各儀礼に参列し歌笛を奏上する国栖と檜笛工は宮内省の官僚に率いられていた、つまり、国栖の歌笛奏上が宮内省管轄下にあったことは、貞観年間においては確実であると考ええる。またそれは、遅くとも天長年間後半まではさかのぼりうると思う。では、国栖の歌笛奏上が宮内省に管轄されていたことはいつまでさかのぼりうるであろうか。私はこのことが大宝令成立段階まではさかのぼりうる可能性を指摘する。ただし、これを明証しうる論拠を持たないため、現時点ではあくまでその可能性を指摘するにとどめたい。なお、国栖という「民族集団」の概念自体は、『記紀』編纂の最終段階からその完成時期までに、つまり八世紀の最初の四半世紀までにはほぼ成立していたことが認められると考える。

なにぶん国栖に関連する史料は隼人以上に断片的であるため、直接

的に論ずることは難しい。間接的な「状況証拠」などを押さえていき、いわば外堀を埋める作業を繰り返していくしかないであろう。

最後に今後の見通しに簡単に触れて、筆を擱くこととしたい。

近年の夷狄研究においては、いわゆる日本型中華思想に基づき、夷狄とは「政治的に設定された擬似民族集団」と理解することが有力な見解となっている^⑧。第二節の国栖の服属を語る説話／「神話」でみてきたように、私は国栖をその異形性や山民的性格を誇張した擬似民族と考えている^⑨。もとより明確な論証が必要であることはいうまでもないが、それには国栖の名称の由来、贄の献上について、その法的な身分の位置づけといった多角的な検討が必要であろう。小論はその一助をなすもののつもりであり、さらなる検討については他日を期したい。また小論においては先行研究の意図を曲解したおそれがあり、論じ切れていない点も多いと考える。一部については後日改めて詳細に論じるつもりであるが、諸先学のお教えを乞う次第である。

〔注〕

- (1) 小論においては夷狄という語句を特にことわりがない限り「これまで通常夷狄とよばれ（あるいは扱われ）一般の倭人・和人・『日本人』とは異なり『野蛮』な『異民族』とされてきたもの」といった程度の一般的な意味で用いることとする。小論のとりあ

国栖の歌笛奏上とこれに関わる官司について

一六

えずの目的にとつては、先に述べた程度の意味で十分であり、例えば夷狄をめぐる法的な身分上の位置づけといった問題等には踏み込まないものとする。

(2) 林屋辰三郎「國栖奏」同『中世芸能史の研究』岩波書店、一九六〇年

(3) これ以前において国栖を論じたものに、喜田貞吉「吉野の国巢と国樞部」同『喜田貞吉著作集第八巻 民族史の研究』平凡社、一九七九年。山上忠麻呂「國栖の奏」江馬務・編『藝能史の研究』星野書店、一九四三年、などがある。また、これ以降において国栖を主題にしておらずともある程度具体的に国栖についての何事かについて論じたものに、佐伯有清『新撰姓氏録の研究 考證篇第四』吉川弘文館、一九八二年。川副武胤「吉野考」同『日本古典の研究』吉川弘文館、一九八三年。武田佐知子「日本古代における民族と衣服」『日本の社会史 第八巻』岩波書店、一九八七年。伊藤循「古代王権と異民族」歴史学研究会・編『歴史学研究』六六五号、一九九四年、などがある。また民俗学の立場から国栖奏を論じたものに、尾崎富義「国栖奏の由来と現況」古典と民俗学の会・編『吉野の祭りと伝承』桜楓社、一九九〇年、など、国文学の立場から隼人舞と国栖奏について論じたものに、居駒永幸「地方諸国の歌舞」天野文雄・他編『講座日本の伝承文学第六巻 芸能伝承の世界』三弥井書店、一九九九年、などがある。

(4) 前掲 林屋辰三郎『中世芸能史の研究』 九九頁

(5) 中村明蔵『古代隼人社会の構造と展開』岩田書院、一九九八年 二八八頁

(6) 居駒永幸氏も「踐祚大嘗祭では朝廷にもっとも近い大和国の国栖奏ともっとも遠い大隅・薩摩の隼人舞を風俗歌舞として代表させ、これを奏することで天皇への服属という政治的支配を儀礼的に演出するという意味があったと考えられる」と述べておられる。

(前掲 居駒永幸「地方諸国の歌舞」 一三七・一三八頁)

(7) 前掲 武田佐知子「日本古代における民族と衣服」 二三・二九頁

(8) 前掲 伊藤循「古代王権と異民族」 三頁

(9) 新編日本古典文学全集『古事記』小学館、一九九七年 二六五頁

(10) 前掲 林屋辰三郎『中世芸能史の研究』 九八頁

(11) 新編日本古典文学全集『日本書紀①』小学館、一九九四年 四八六頁

(12) 前掲 『日本書紀①』 四八五頁

(13) 前掲 『古事記』 二六七頁

(14) 前掲 伊藤循「古代王権と異民族」 三頁

(15) 前掲 伊藤循「古代王権と異民族」 五頁

(16) 前掲 佐伯有清「新撰姓氏録の研究 考證篇第四」 一〇三頁

(17) 荻美津夫『日本古代音楽史論』吉川弘文館、一九七七年 二一

八・二一九頁

- (18) 『日本三代実録』卷二二 貞観十四(八七二)年九月二日己巳
条

(19) 前掲 林屋辰三郎『中世芸能史の研究』一〇四頁。前掲 佐

伯有清『新撰姓氏録の研究 考證篇第四』一〇二・一〇三頁

(20) 前掲 荻美津夫『日本古代音楽史論』一〇〇・一〇三頁

(21) 前掲 荻美津夫『日本古代音楽史論』一一頁

(22) 以下、荻氏の議論については 前掲 荻美津夫『日本古代音楽
史論』二〇六頁以降を参照されたい。

(23) 熊田亮介「夷狄・諸蕃と天皇」大津透・他『日本の歴史第〇八
卷 古代天皇制を考える』講談社、二〇〇一年 一五〇・一五一
頁

(24) 中村明蔵『隼人と律令国家』名著出版、一九九三年 一二六・
一二七頁

(25) 前掲 中村明蔵『隼人と律令国家』八・一一頁

(26) 永山修一「隼人司の成立と展開」隼人文化研究会・編『隼人族
の生活と文化』雄山閣、一九九三年

(27) 以後、本項における議論で中村・永山両氏の学説に言及する場
合には、特に断りが無い限り、中村明蔵「隼人司の成立とその役
割」同『熊襲・隼人の社会史研究』名著出版、一九八六年。前掲

永山修一「隼人司の成立と展開」、に拠るものとする。

(28) 『日本書紀』朱鳥元(六八六)年九月丙寅条、『日本書紀』持

統天皇元(六八七)年五月甲子朔乙酉条。

(29) 永山修一「隼人と律令制」下條信行・他編『新版古代の日本第
三卷 九州・沖縄』角川書店、一九九一年 一七六頁

(30) 前掲 永山修一「隼人と律令制」一七六頁

(31) 前掲 中村明蔵『隼人と律令国家』一二八・一二九頁

(32) 前掲 『古事記』一九頁

(33) 前掲 『古事記』二二頁

(34) 前掲 荻美津夫『日本古代音楽史論』三二・三三頁

(35) 前掲 『古事記』一九頁

(36) 『貞観』儀式』卷第三 踐祚大嘗祭儀中

「前略」門部糾_二察諸門出入_一、隼人司率_二隼人_一、分立_二左右

朝集殿前_一、侍_二開門_一乃_レ発_レ声、「中略」立定衛門開_二会昌・応天

・朱雀三門_一、如_二元会儀_一、供物入_二応天門_一、隼人百余人_二在_二門

内_一、自_二胡床_一起、発_二大声_一三節、「中略」皇太子入_レ自_二東方南

掖門_一、親王入_レ自_二西門_一、大臣以下入_レ自_二南門_一、各就_二幄下座

一、六位以下在_二暉章・修式兩堂後_一、依_レ次列立、其群官初入、

隼人発_レ声、立定乃止、訖國栖奏_二古風_一、五成、次悠紀國奏_二國

風_一、四成、次語部奏_二古詞_一、次隼人司率_二隼人等_一、從_二興礼門

一参入、於_二御在所屏外_一、北向立、奏_二風俗歌舞_一、主基
亦同「後略」

(37) 吉川真司「律令体制の形成」歴史学研究会/日本史研究会・編

『日本史講座』東京大学出版会、二〇〇四年 二二三頁

(38) 代表的なものとして、石上英一「古代東アジア地域と日本」

国栖の歌笛奏上とこれに関わる官司について

一八

『日本の社会史 第一卷』岩波書店、一九八七年、があげられる。

(39) 前掲 石上英一「古代東アジア地域と日本」 六九頁

(研究紀要編集委員会は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する、二〇〇五年十月十八日付)。

別表 荻美津夫『日本古代音楽史論』(吉川弘文館 一九七七年 一〇〇・一〇三頁)より抜粋、一部改変。

行事名	史料名	内容	備考
元日節会	内裏式 (貞観)儀式 西宮記 北山抄 江家次第	吉野国栖の歌笛・大歌(または立歌)・雅楽寮の奏歌 吉野国栖の歌笛・大歌(または立歌)・雅楽寮の奏歌 吉野国栖の歌笛・雅楽寮の奏楽・立楽 吉野国栖の歌笛・雅楽寮の奏楽 吉野国栖の歌笛・立楽・雅楽寮の奏楽	国栖の歌笛・雅楽寮の奏歌は蕃客があれば奏さず。 蕃客あれば奏さず(大歌を除く)。
白馬節会	内裏式 (貞観)儀式 西宮記 北山抄 江家次第	吉野国栖の歌笛・大歌・立歌・舞妓 吉野国栖の歌笛・大歌・立歌・舞妓 吉野国栖の歌笛・雅楽寮奏舞など 吉野国栖の歌笛・内教坊の女楽 吉野国栖の歌笛・内教坊の女楽など	蕃客あれば奏さず(舞妓を除く)。 国栖の歌笛・大歌・立歌は蕃客があれば必ずしも奏さず。
踏歌節	内裏式 (貞観)儀式 西宮記 北山抄 江家次第	吉野国栖の歌笛・大歌・立歌・踏歌 蕃客があるときは雅楽寮の奏楽・客徒によるその国楽・踏歌 吉野国栖の歌笛・大歌・立歌・踏歌 蕃客があるときは雅楽寮の奏楽・客徒によるその国楽・踏歌 吉野国栖の風俗・雅楽寮の奏楽・踏歌 吉野国栖の歌笛・雅楽寮立楽を奏す・踏歌 吉野国栖の歌笛・雅楽寮の奏楽・踏歌	
供菖蒲	西宮記	雅楽寮の音楽・国栖奏	
九日節会 (菊花宴)	(貞観)儀式 西宮記	吉野国栖の歌笛・女楽 吉野国栖の笛・内教坊の女楽	
新嘗祭	内裏式 (貞観)儀式 江家次第	吉野国栖の歌笛・大歌・立歌・五節舞 吉野国栖の歌笛・大歌・立歌・五節舞 吉野国栖の歌笛・大歌・立歌・和舞・雅楽寮の奏楽	
大嘗祭	(貞観)儀式 延喜式 北山抄 江家次第	田舞・大歌・風俗の歌舞・吉野国栖の歌笛・悠基主基の国風・雅楽寮の奏楽など 吉野国栖の歌笛・悠基主基の国風・倭舞・田舞 吉野国栖の歌笛・大歌・和舞・田舞・久米舞・吉志舞 吉野国栖の歌笛・悠基主基の国風・田舞・御遊	